

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年6月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第 2300263 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第 2400018 号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における令和元年9月1日から令和2年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から令和2年8月までの標準報酬月額については28万円から30万円とする。

令和元年9月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における令和3年2月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年2月の標準報酬月額については30万円から34万円とする。

令和3年2月の訂正後の標準報酬月額については、訂正請求日(令和5年3月2日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間(平成30年9月1日から令和元年9月1日まで及び令和2年9月1日から令和3年2月1日まで)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年9月1日から令和3年3月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、私がA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与支給額に見合う標準報酬月額より低額に記録されている。

調査の上、請求期間について正しい標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、令和元年9月1日から令和2年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）（以下「給料支払明細書」という。）及び事業主の回答により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（34万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（28万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和元年9月から令和2年8月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年9月から令和2年8月までの期間について、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、令和3年2月1日から同年3月1日までの期間について、訂正請求日（令和5年3月2日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、給料支払明細書により、当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は34万円であることが認められる。

したがって、請求者の令和3年2月の標準報酬月額については、34万円とする必要である。

3 請求期間のうち、平成30年9月1日から令和元年9月1日までの期間及び令和2年9月1日から令和3年2月1日までの期間について、給料支払明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成30年9月から令和元年8月までは28万円、令和2年9月から令和3年1月までは30万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、上記1の厚生年金特例法に基づく認定方法により、標準報酬月額の訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2400005 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2400017 号

第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑧まで、請求期間⑩及び請求期間⑪に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑧まで、請求期間⑩及び請求期間⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑧まで、請求期間⑩及び請求期間⑪に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間⑧に係る標準賞与額を、同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間⑧に係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の同表の第5欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間⑨の標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 52 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 21 年 12 月 10 日
② 平成 22 年 6 月 30 日
③ 平成 22 年 12 月 10 日
④ 平成 23 年 6 月 30 日
⑤ 平成 23 年 12 月 9 日
⑥ 平成 24 年 6 月 29 日

- ⑦ 平成 24 年 12 月 10 日
- ⑧ 平成 25 年 6 月 28 日
- ⑨ 平成 25 年 7 月 1 日
- ⑩ 平成 25 年 12 月 10 日
- ⑪ 平成 27 年 12 月 10 日

請求期間①から⑦まで、請求期間⑩及び請求期間⑪について、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間⑧及び請求期間⑨について、A社から請求期間⑧に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、請求期間⑨の標準賞与額として、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間①から⑪までに係る賞与明細書（写）等を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑦まで、請求期間⑩及び請求期間⑪について、請求者及びA社から提出された当該期間に係る期末勤勉手当支払明細書（写）（以下「賞与明細書（写）」という。）並びに請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳（写）等により、請求者は、当該期間においてA社から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、請求期間③から⑥まで、及び請求期間⑩に係る標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる賞与支払額から、請求期間②、請求期間⑦及び請求期間⑪に係る標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦まで、請求期間⑩及び請求期間⑪の賞与について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年1月16日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑧について、請求者及びA社から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）並び

に請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳（写）により、請求者は、当該期間においてA社から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により、請求期間⑧に係る標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第5欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑧の賞与について、支払年月日を平成25年7月1日として、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年1月16日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間⑧について、上記2に係る賞与明細書（写）及びB銀行C支店の預金通帳（写）により、請求者は、当該期間においてA社から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者のA社における当該期間に係る標準賞与額を、同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑧に係る訂正後の標準賞与額（上記2の訂正後の別表の第5欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間⑨について、オンライン記録により、請求者のA社における標準賞与額に係る記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）として、平成25年7月1日に44万6,000円と記録されていることが確認できる上、A社から年金事務所に提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）により、平成25年7月1日を賞与支払年月日として支払額44万6,607円とする届出が行われていたことが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳（写）によると、平成25年7月1日においてA社からの振込は確認できない上、事業主も平成25年夏期に係る賞与支払年月日は平成25年6月28日（同年月日は請求期間⑧）であり、その他の日に夏期賞与の支払は行っていない旨回答していることから判断すると、請求期間⑨において、A社から賞与の支払はなかったことが認められることから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

別表

第1欄 請求期間	第2欄 オンライン 記録 厚生年金 保険法 第75条本文 標準賞与額	第3欄 賞与額 見合い 標準賞与額	第4欄 保険料控除額 見合い 標準賞与額	第5欄 厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	第6欄 厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額
① 平成21年12月10日	26万7,000円	26万7,000円	26万8,000円	26万7,000円	
② 平成22年6月30日	42万円	42万円	41万1,000円	41万1,000円	
③ 平成22年12月10日	43万1,000円	43万1,000円	43万2,000円	43万1,000円	
④ 平成23年6月30日	42万9,000円	42万9,000円	43万円	42万9,000円	
⑤ 平成23年12月9日	45万1,000円	45万1,000円	45万2,000円	45万1,000円	
⑥ 平成24年6月29日	43万1,000円	43万1,000円	43万2,000円	43万1,000円	
⑦ 平成24年12月10日	46万6,000円	46万6,000円	45万7,000円	45万7,000円	
⑧ 平成25年6月28日		44万6,000円	44万円	44万円	44万6,000円
⑨ 平成25年7月1日	44万6,000円				
⑩ 平成25年12月10日	45万6,000円	45万6,000円	45万7,000円	45万6,000円	
⑪ 平成27年12月10日	25万6,000円	25万6,000円	25万1,000円	25万1,000円	